

別表第一(第2条関係)

住宅(鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。)の危険度判定

(い)		(ろ)		(は)	(に)	(ほ)
評定区分		評定項目		評定内容	評点	最高評点
一	構造一般の程度	(一)	基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
				ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(二)	柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	20	
		(三)	外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
		(四)	床	主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
		(五)	天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(六)	開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
二	構造の腐朽又は破損の程度	(一)	床	イ 根太落ちがあるもの	10	100
				ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
		(二)	基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
				ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
				ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(三)	外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
				ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(四)	屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
				ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
				ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
備考	※(ろ)欄に掲げる各評定項目につき(は)欄に掲げる評定内容に応ずる(に)欄に定める評点を(い)欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評点区分ごとの(ほ)欄に掲げる最高評点をこえるときは、その最高評点)を合算する。一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					